



4. 具体的な取り組み

4.1 基本方針①:「安全」を感じる

(1) 自転車の安全利用の啓発

1) 自転車の安全利用に対する街頭指導・啓発

自転車の利用が多い駅周辺や通学路途中において、草津市自転車安全安心利用指導員（以下、「自転車指導員」と記載）を中心に、草津警察署や関係団体とも連携しながら、自転車の安全利用に対する街頭指導や啓発を行います。



(2) 自転車の安全利用のルール・マナーの周知、徹底

1) 自転車安全安心利用教室の開催（スケアードストレート方式）

スタントマンによる自転車と自動車の事故を再現し、事故の怖さを実感させ、交通ルールを守る大切さや無謀な運転の危険性を学んでいただくスケアードストレート方式の教室を開催します。

（再現例）2人乗り、路地からの飛び出し など



2) 自転車安全安心利用教室の開催（出前講座）

学校、地域および企業等からの申し出により、自転車指導員を講師として派遣し、草津市における自転車事故の発生状況や自転車の安全利用、盗難防止、また道路交通法の内容について、図や絵、DVDを用いた教室を開催します。





3) 交通安全教室（わかばチーム）の開催

保育所（園）や幼稚園、小学校、老人クラブ等からの申し出により、交通指導員（わかばチーム）を講師として派遣し、交通ルールや通行時の注意点などについて、幼児や小学生には腹話術や模擬信号機、自転車などを用いた体験型の教室を、高齢者には腹話術や寸劇を用いた教室を開催します。



4) 各種自転車教室の開催

警察署や安全協会、また滋賀県プラス・サイクル推進協議会の協力を得て、自転車シミュレーターを用いた模擬走行や、親子を対象にした自転車教室の実施など、自転車の安全で正しい乗り方を教えます。



5) 交通安全高齢者師範学校の開催

草津栗東地区交通対策協議会では、草津・栗東在住の高齢者を対象に、交通安全高齢者師範学校を開校し、交通安全に関する講座を開催して、講話や実技を通して、高齢者の交通事故防止についての意識向上を図るとともに、交通安全リーダーを養成します。





(3) 自転車の安全安心利用教育の推進

自転車安全安心利用教育マニュアルの作成・活用

各学校はもとより、各団体等における自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止に関する教育を支援するために、自転車を利用する際の遵守すべきルールやマナーについての手引きとして、自転車安全安心利用教育マニュアルを作成し、活用します。

(自転車安全安心利用教育マニュアルの掲載内容)

- ① 自転車に関係する事故の現状
- ② 自転車安全利用5則、「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の概要
- ③ ワークシートの活用
 - ・ ヒヤリ・ハット体験の発表
 - ・ 危険予測の学習
- ④ 学習シートによる指導
 - ・ 自転車に関する交通ルール、交通標識 等
 - ・ 交差点などでの安全走行
 - ・ 自転車運転者としての義務と責任
(損害賠償責任等の各種責任、自転車保険の加入 等)
- ⑤ 体験的学習
 - ・ 障害のある人などの交通弱者に対する配慮
 - ・ 交通事故による被害者や加害者の声
- ⑥ 自転車条例に関する参考資料
- ⑦ その他、必要に応じた自転車安全安心利用に関する内容



(4) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発

市政情報を市民へお知らせする主要な媒体である「広報くさつ」をはじめ、市ホームページやFacebook、動画共有サービスYouTubeの「くさつチャンネル」、JR南草津駅デジタルサイネージなど、市の広報媒体の利用や、公共施設等でのチラシの設置などにより、自転車事故の現状や自転車のルール、マナーなどを周知・啓発します。

自転車も車の仲間！交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう

昨年7月1日に「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」(以下「自転車条例」)が施行され、1年が経過しました。また、今年の6月1日には、道路交通法が改正され、悪質な自転車の運転者に対して「自転車運転者講習」が義務付けられました。

市では、これまでに自転車の安全な利用や盗難の防止に関するさまざまな活動を行ってきましたが、盗難件数は減少したものの、自転車事故の発生件数は増加しています。引き続き、事故防止に向けた取り組みを行いますので、事故の被害者や加害者にならないために、一人一人が気を付けて自転車を利用しましょう。

自転車による事故発生件数

事故類型別件数	平成25年	平成26年
対向自転車	2%	2%
追い越し・追い抜き時	2%	2%
追突	3%	3%
車間相互・その他	4%	4%
右左折時	30%	30%
出会い頭	56%	56%

平成25年 152件 平成26年 172件 **20件増加!**

(滋賀県警本部統計データより)
出会い頭や右左折時に事故が多く発生しています。自転車運転時には周囲の確認を十分に行いましょう。

事故防止に向けた取り組み

街頭啓発・指導

●自転車安全利用指導員が草津警察署などと連携して、駅前広や歩道橋上での自転車安全利用に関する街頭啓発・指導を実施しています。

私たちが啓発・指導をしています!

自転車安全安心利用教室

●スクアドストリートによる自転車教室
スクアドストリートによる交通安全の啓発

●出前講座
希望する人はご連絡ください

●子ども向け自転車教室
昨年12月7日
自転車乗換走行
大会イベントにて

守ろう自転車のルール

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②無灯火は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを行行
- ④安全ルールを守る
(飲酒運転・二人乗り・並進禁止、夜間のライト点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認、傘さし運転・携帯電話の操作・通話しながらの運転操作など)
- ⑤子ども(幼児・児童)はヘルメットを着用

改正道路交通法(平成27年6月1日)

●免許無効や一時停止など、特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

講習手数料の標準額は、5,700円で、受講に代わらない場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

▶問合せ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)

4
2015年7月15日

自転車の運転に注意しましょう

自転車を利用するときは、速度を控えめにして周囲の安全をよく確認し、道路の左端や自転車道を行行するなど、安全走行に努めましょう。

☎ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)
草津警察署交通課(大路西二、☎563-0110、ℹ563-0116)

自転車を安全利用しましょう

- 自転車は、車道の左側通行が原則です。(路側帯も左側通行)
- 自転車で歩道を通行する場合は、歩行者の安全を優先しましょう。
- 夜間は、自転車のライトを点灯しましょう。

▶問合せ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)、草津警察署交通課(大路西二、☎563-0110、ℹ563-0116)

高齢者の交通事故防止

高齢者の交通死亡事故は、歩行中や自転車乗用中に多く発生しています。

- 十分に左右の安全を確認してから、道路を横断しましょう
- 車を運転する人は、控えめな速度で、歩行者にやさしい運転を心がけましょう

☎ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)
草津警察署交通課(大路西二、☎563-0110、ℹ563-0116)

交差点事故に注意

市内の交通事故の半数以上が、交差点やその周辺で発生しています。交差点に入るときは、十分に減速し、左右の安全を確認し、歩行者や自転車などの動きにも気を付けて、安全運転を心がけましょう。

☎ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)
草津警察署交通課(大路西二、☎563-0110、ℹ563-0116)

広報くさつ 2015年7月15日号

広報くさつに掲載した広報啓発活動



この条例では、個々の責務が規定されています

- 市は**
 - 教室の調音など自転車の安全利用に必要な技能および知識を習得するための機会を提供する
 - 駐輪場の整備など自転車の盗難防止を図るための環境を整備する
 - 自転車レーンの整備など自転車の利用環境の整備に努める
- 市民は**
 - 自転車の安全利用および自転車の盗難防止の方法について理解を深め、安全安心な利用の促進に関する取り組みを積極的に実施する
- 自転車利用者は**
 - 道路交通法その他の法令を遵守する
 - 自転車の安全利用に必要な技能および知識を習得する
 - 二重乗車など自転車の盗難防止対策を行う
- 保護者は**
 - 保護する者に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止に関する指導を行う
- 学校は**
 - 児童や生徒、学生に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止に関する教育や啓発を行う
- 事業者は**
 - 従業員や来訪者に対し自転車の安全利用や自転車の盗難防止を図るため、研修の実施、情報の提供を行う
- 自転車小売業者は**
 - 自転車利用者に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止の啓発を行う

自転車の安全で安心な利用に向けた取り組み



草津市 草津警察署
問い合わせ先 草津市都市計画部 交通政策課
ダイヤルイン 077(561)2343

自転車の

- 安全な利用
- 盗難の防止
- 利用環境の整備

に向けて

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

平成26年7月1日施行



自転車の安全な利用と自転車の盗難防止に努めましょう!!

運転の前に

1 自転車の点検・整備

自転車を安全に利用し事故に遭わないために自転車の点検をすることが大切です。

ハンドル	前輪と首角に固定されていますか？
サドル	適度な高さに固定されていますか？
ブレーキ	前輪、後輪ともよくききますか？
前照灯	点灯しますか？ 明るいですか？
タイヤ	適度に空気が入っていますか？
反射器材	付いていますか？ 後方からよく見えますか？
ベル	よく鳴りますか？
全体	車体の故障や、チェーンのたるみ、ペダルの曲りなどはないかチェックしてください。

2 保険への加入

自転車事故の保険に加入を!

自転車事故を起こし相手を死傷させた場合、刑罰を受けたり、高額な賠償金を命じられる場合があります。

自転車女性にまつわり
原因不明とさせる事故を
起こした少年の母親に
約9,500万円
の賠償を命じ!



加入に関する相談は自転車店などにお問合せください。

運転中

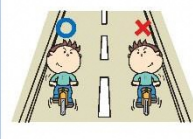
3 自転車の主な交通ルール

①自転車は、車道が原則、歩道は例外



自転車は歩道の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければなりません。

②車道は左側を通行



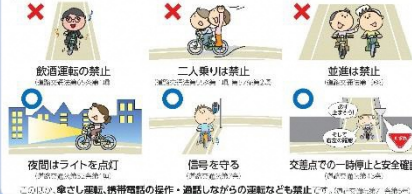
自転車は車道を通行するときは自転車と同一左側通行をする。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければなりません。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車が歩道を通行する場合は、車道寄り部分を徐行し、歩行者の通行を妨げないように場合は一時停止しなければなりません。

④安全ルールを守る



⑤子どもはヘルメットを着用



幼児・児童(13才未満)の保護する責任のある人は、幼児・児童にヘルメットをかぶせるようしなければなりません。

運転の後は

4 自転車の盗難防止

鍵かけは防犯の基本です。鍵を2か所かけるなど自転車を盗難被害から守りましょう。

※草津市は毎月26日(ツーロック)を自転車安全安心利用日としています。



草津市自転車条例のリーフレット



(5) “「安全」を感じる” 施策の計画

“「安全」を感じる” 施策を以下の計画で実施していきます。

“「安全」を感じる” 施策の計画

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期	後期
		H28 ～ R2	R3 ～ R7
自転車の安全利用の啓発	自転車の安全利用に対する街頭指導・啓発	実施	
自転車の安全利用のルール・マナーの周知、徹底	自転車安全安心利用教室の開催（スケアードストレート方式）	実施	
	自転車安全安心利用教室の開催（出前講座）	実施	
	交通安全教室（わかばチーム）の開催	実施	
	各種自転車教室の開催	実施	
	交通安全高齢者師範学校の開催	実施	
自転車の安全安心利用教育の推進	自転車安全安心利用教育マニュアルの作成・活用	実施	
（各施策共通）	市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	実施	



4.2 基本方針②：「安心」を感じる

(1) 自転車の盗難防止の啓発

1) 自転車の防犯診断の実施

自転車駐車場施設や自転車利用の多い大型商業施設などにおいて、自転車指導員を中心に防犯診断を実施します。

(表)

防犯診断票
○あなたの自転車には以下の管理不備があります。
○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第12条第1項に基づき指導します。
○今後は適正な管理を行い、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。
<input type="checkbox"/> 二重施錠に心掛けてください。
<input type="checkbox"/> 防犯登録が行われていません。 (防犯登録は法律により義務づけられています。)
<input type="checkbox"/> この場所にとめないでください。
<input type="checkbox"/> 荷物が置かれたままです。
※防犯登録が行われていないと、盗難自転車を発見しても、被害者や所有者の方に返せないことがあります。
草津市

(裏)

管理不備は盗難の被害の原因となります！
○自転車等の約7割が無施錠による被害であるため、必ず鍵をかけましょう。
○主施錠のほか、ワイヤーロックやU字ロックを活用し、ツーロック（二重施錠）を心掛けましょう。
○盗難の被害に遭わないよう、自分の自転車は自分でしっかりと管理しましょう。
草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（抜粋） (自転車安全安心利用指導員)
第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。
2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。
3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

防犯診断票（草津市自転車条例施行規則様式第2号）

2) 自転車の防犯啓発、二重施錠（ツーロック）の徹底

警察署や自転車組合などの協力を得て、自転車の防犯啓発の強化、また鍵の二重施錠（ツーロック）の徹底にも取り組みます。

草津市では毎月26日を「自転車安全安心利用日（ツーロック）の日」としています





(2) 自転車の保険加入義務化の周知

1) 自転車利用者への保険加入義務化の周知


平成 28 年 2 月 26 日に公布・施行された「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者は自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に加入することが義務化されました。その後、令和 2 年 3 月 30 日に改正され、自転車損害賠償保険等の加入を一層促進する必要があるとして、未成年者が自転車を利用するときは、その保護者が当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入すること等が新たに義務化されました。

自転車の場合、法律による強制的な加入義務のある自賠責保険はなく、利用者自らが保険に加入する必要があるため、草津市においても TS マーク付帯保険やその他保険会社の自転車向けプラン等の自転車保険に加入するように、市ホームページやポスター、チラシなどで自転車利用者に向けて発信します。

※TS マーク付帯保険とは・・・

自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で点検・整備（有料）をし、かつ TS マークの貼付を依頼した場合に、普通自転車に貼られるもので、「道路交通法令等の基準に適合する安全な自転車」と認められた印です。

この TS マークには、「傷害補償」と「賠償責任補償」が付いており、有効期間は点検・整備をした日から 1 年間です。そのため、ぜひ年 1 回の点検・整備を自転車安全整備店で受けて TS マークを更新しましょう。

種類	侵害内容等	傷害補償		賠償責任補償
		死亡・重度障害	入院（15 日以上）	死亡・重度障害
赤色 TS マーク		100 万円	10 万円	<u>1 億円</u> （限度額）
青色 TS マーク		30 万円	1 万円	1,000 万円（限度額）

※別途、赤色 TS マーク（平成 26 年 10 月 1 日以降に点検・整備して貼付されたもの）が貼付されている自転車搭乗中の人（加害者）が、第三者（被害者）に傷害（入院加療 15 日以上）を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、被害者見舞金として 10 万円が一律に支払われます。

※滋賀県内の自転車安全整備店では、赤色 TS マークを取り扱っています。



2) 自転車小売業者からの情報提供の義務化

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車小売業者は自転車購入者に自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認することが義務化されました。また、同条例の改正により、令和2年4月1日から、自転車小売業者が自転車購入者に損害賠償保険等の加入に関して情報提供をすることが義務化されました。自転車保険への加入のきっかけとなる機会が多い自転車購入時において、自転車小売業者から自転車購入者に対してチラシを配布し、自転車保険の加入を薦めます。

(3) 自転車の点検・整備の促進

自転車利用者が自転車の日々の点検・整備ができるように、チラシなどで点検・整備のポイントを示すとともに、自転車組合などの協力を得て、自転車の点検や整備方法を伝えます。

(4) ヘルメットの着用の促進

自転車事故による死亡原因が頭部損傷であるケースが多いことを受けて、滋賀県は「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を平成28年に制定・施行しました。これにより、未成年者・高齢者がヘルメットを着用することや家族や地域の住民がヘルメットの着用等の交通安全対策を助言することなどが努力義務として定められました。

草津市においても、市立中学校に自転車通学を行う生徒に対して、自転車損害賠償保険加入やヘルメットの着用を条件としています。また、自転車安全安心利用教室や自転車安全安心利用教育マニュアルなどによりヘルメット着用の重要性についても周知・啓発を行うことによって、年代を問わず自身の身を守るためにヘルメットを着用するように市民意識の醸成を図ります。





(5) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発

市政情報を市民へお知らせする主要な媒体である「広報くさつ」をはじめ、市ホームページや Facebook、動画共有サービス YouTube の「くさつチャンネル」、[JR南草津駅デジタルサイネージ](#)など、市の広報媒体の利用や、公共施設等でのチラシの設置などにより、自転車事故の現状や自転車のルール、マナーなどを周知・啓発します。



(6) “「安心」を感じる” 施策の計画

“「安心」を感じる” 施策を以下の計画で実施していきます。

“「安心」を感じる” 施策の計画

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期	後期
		H28 ～ R2	R3 ～ R7
自転車の盗難防止の啓発	自転車の防犯診断の実施	実施	
	自転車の防犯啓発、二重施錠（ツーロック）の徹底	実施	
自転車の保険加入義務化の周知	自転車利用者への保険加入義務化の周知	準備	実施
	自転車小売業者からの情報提供の義務化	準備	実施
自転車の点検・整備の促進	自転車利用者への点検・整備の啓発	実施	
ヘルメットの着用の促進	各種交通安全に関する教室や交通安全教育での周知・啓発	実施	
(各施策共通)	市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	実施	



4.3 基本方針③：「快適」を感じる

(1) 自転車の走行空間の整備

1) 自転車ネットワーク計画の推進

自転車ネットワーク計画

これまで歩行者と一体的に捉われがちであった自転車を独立した交通手段として捉え、安全で安心して通行できる走行空間が整った自転車道または車道を、効率的かつ戦略的にネットワーク化する計画です。イメージとしては、自転車の主な経路上にある道路が、歩行者とは原則分離された走行空間として、かつそれが面的に広がっているものを想定しています。

①アンケート調査結果による自転車ネットワーク路線

平成 26 年度に実施した自転車利用者アンケート調査の結果から、下記の選定手順に基づいて、自転車ネットワーク路線を選定しました。

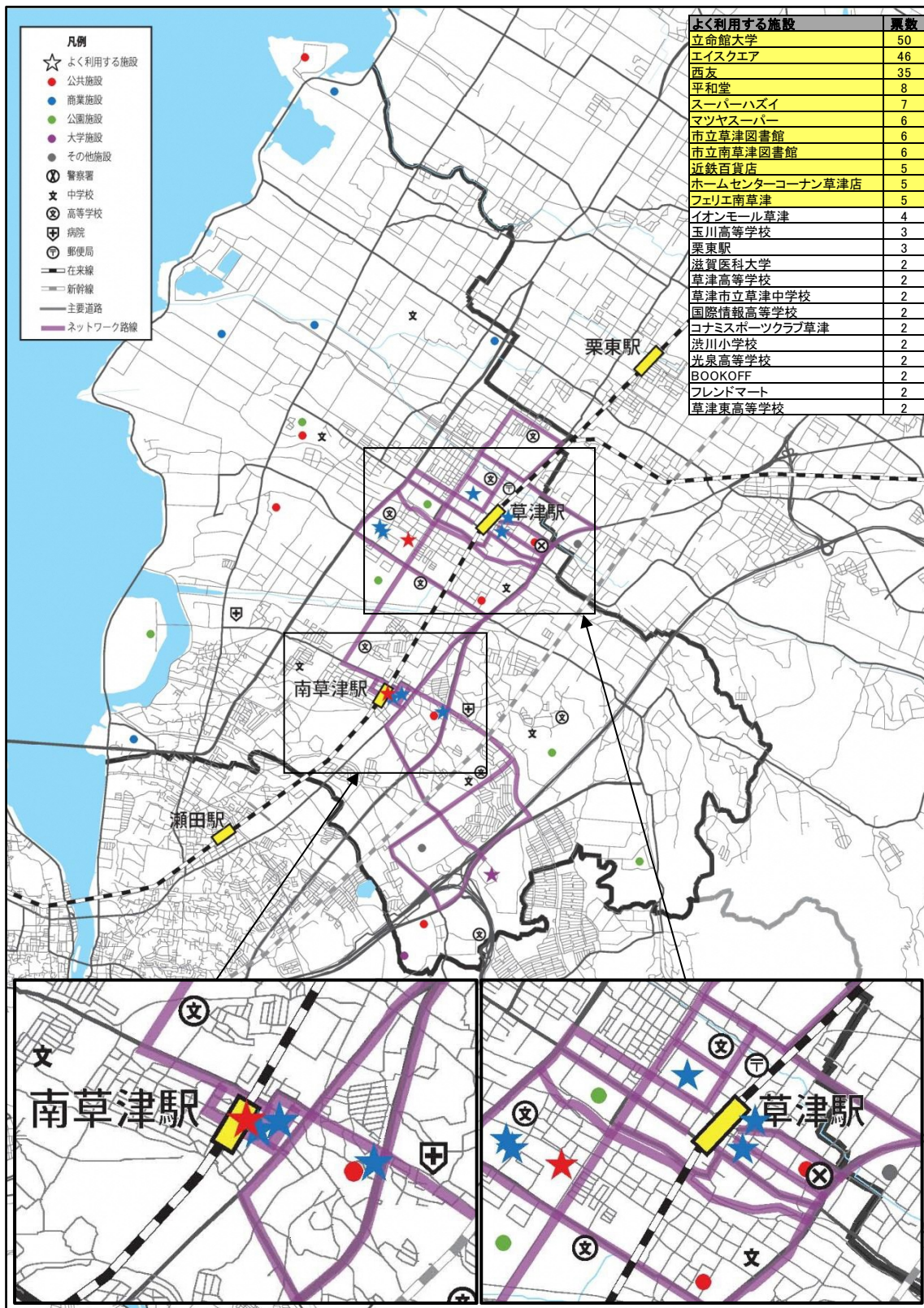
<自転車ネットワーク路線選定手順>

ステップ①： よく利用する路線の中で、意見の多かった路線を抽出

ステップ②： 接触の危険のある路線の中で、意見の多かった路線を抽出

ステップ③： 上記路線抽出結果を踏まえ、不連続箇所を繋ぐ路線を抽出

ステップ④： よく利用する施設の中で、意見の多かった施設を抽出



アンケート調査結果による自転車ネットワーク路線

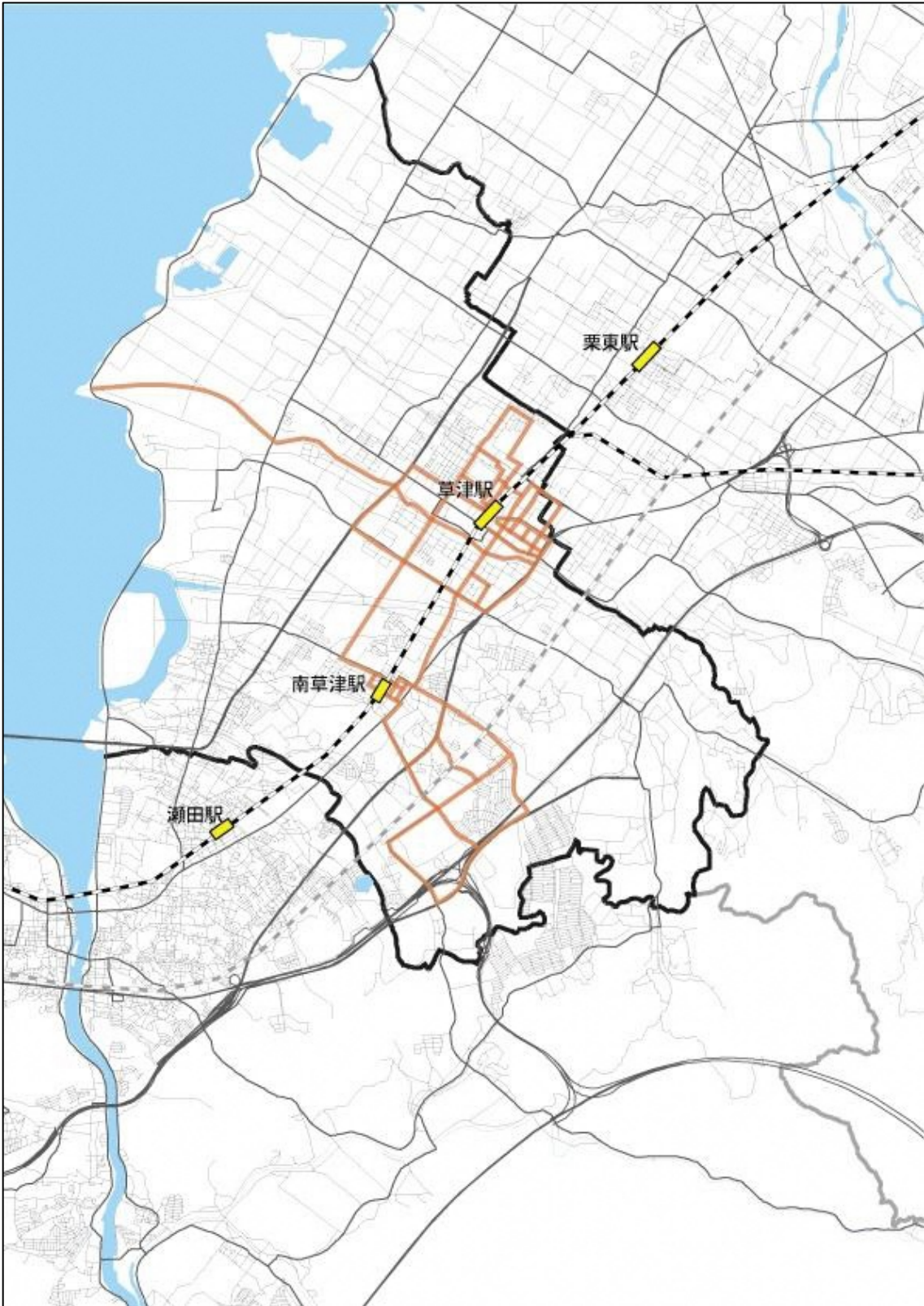


②自転車ネットワーク路線の選定

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成 24 年 11 月)国土交通省 道路局 警察庁 交通局」を参考に、前記のアンケート調査結果による自転車ネットワーク路線の他、自転車・歩行者の交通状況(道路交通センサス)、自転車の交通事故発生箇所(草津警察署データ)、自転車通行環境整備モデル地区(滋賀国道事務所)、草津市バリアフリー基本構想、および現場状況等を選定要素として、平成 27 年度に自転車ネットワーク路線を選定しました。

対象範囲については、自転車をよく利用する路線が多い JR 草津駅と JR 南草津駅を中心とした面的な自転車ネットワークとしています。

また、広大な琵琶湖を有する滋賀県全体の広域的な展開を視野に入れながら、自転車の活用を進めていくため、草津川跡地に設置予定の自転車歩行者道などを自転車ネットワーク路線として選定しました。



自転車ネットワーク路線の選定

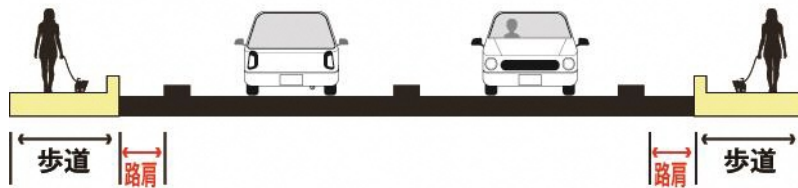


③整備形態の分類

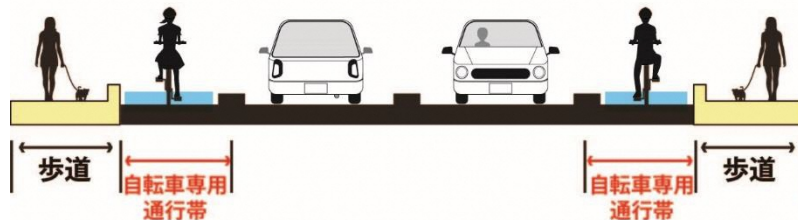
ア) 整備形態の考え方

- 基本的な考え方は、自転車利用の多い道路において、既存の道路幅員を基本として道路空間の再配分により自転車の通行空間を確保します。
- 整備形態別の設計については、現状の道路幅員や構造等に応じて、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に準じながら検討します。
- 安全性や視認性を確保するため、路面標示や看板を設置し、ピクトグラムなどのデザイン等についても、明確で分かりやすいものを使用します。
- 道路植栽については、都市緑化等の意義と、自転車交通量、歩行者と自転車の輻輳、有効幅員、地元からの要望等を総合的に判断しながら整備します。また、歩道、車道に関係なく、自転車の通行の妨げにならないように、植栽帯の定期的な点検管理を行うものとします。

現況



車道の再配分



既存道路空間の再配分のイメージ



イ) 整備形態の選定

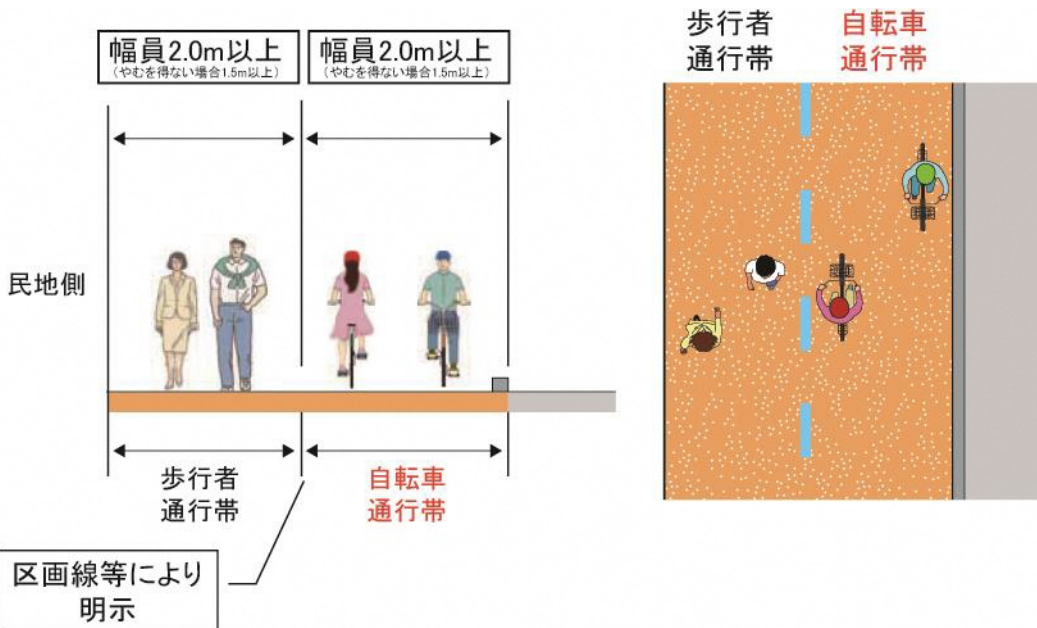
整備形態の考え方をもとに、車道や歩道の幅員、車線数、歩道設置の有無により、路線毎に自転車誘導帯・自転車専用通行帯・車道混在に分類します。ただし、路線によっては、部分的に道路構造が違う場合や交通量などの道路状況に応じて、適宜、整備形態を変えるものとします。

■整備形態の選定基準

- ◎歩道幅員が 3.0m 以上の場合 → 自転車誘導帯
- ◎歩道幅員が 3.0m 未満であり、車道上に幅員 1.0m 以上の「専用通行帯」の設置ができる場合 → 自転車専用通行帯
- ◎歩道幅員が 3.0m 未満もしくは歩道が無く、車道上に幅員 1.0m 以上の「専用通行帯」の設置ができない場合 → 車道混在

自転車誘導帯

自転車誘導帯とは、歩道部において、歩行者通行帯と自転車通行帯が区画線等において明示できる部分をいう。自転車の通行方法は、自転車誘導帯内を双方向に走行できる。なお、歩道であることから、歩行者優先を原則とする。

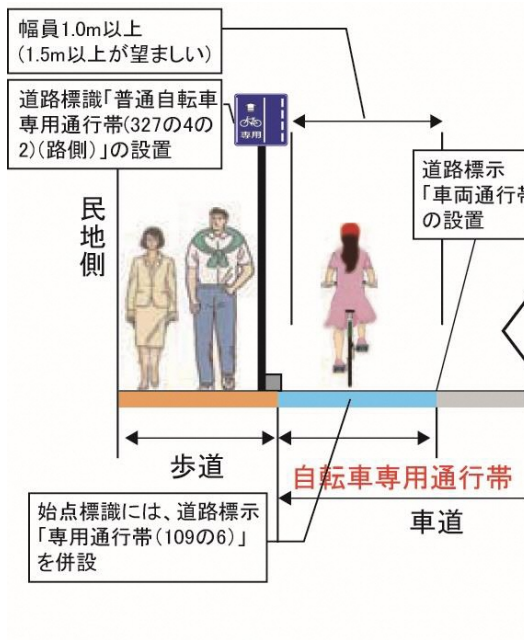




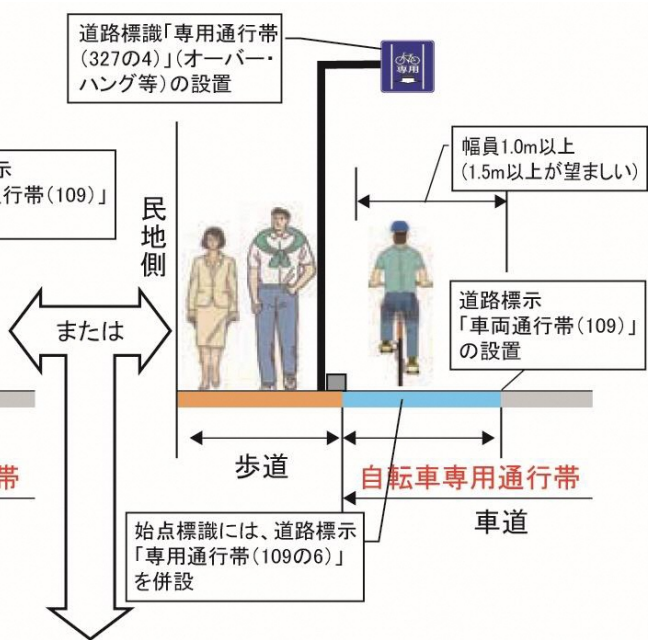
自転車専用通行帯

自転車専用通行帯とは、車道部において、自転車専用通行帯として、道路交通法第20条第2項の道路標識等の設置ができる部分をいう。自転車の通行方法は、進行方向に向かって車道の左側を、一方向（自動車と同一方向）のみ走行できる。

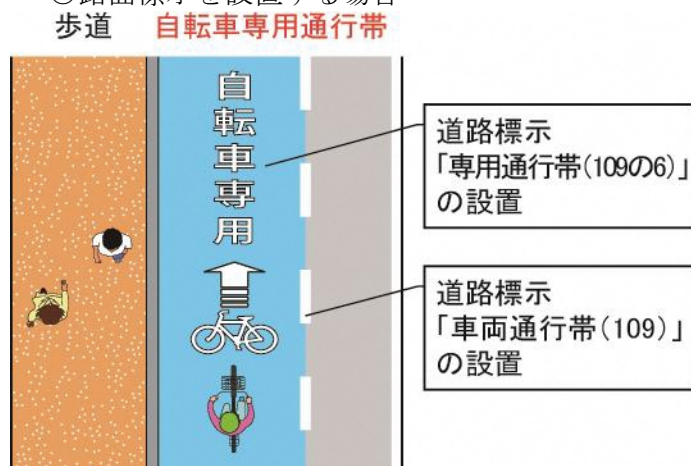
○路側標識を設置する場合



○架空標識を設置する場合



○路面標示を設置する場合



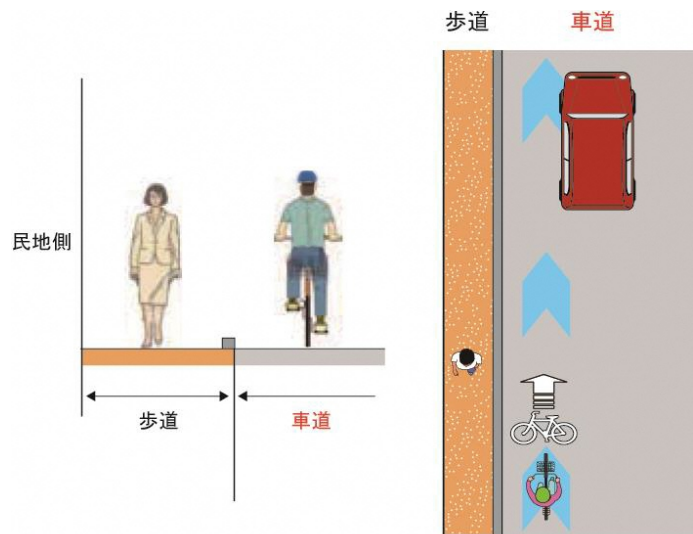
(明示の一例)



車道混在

車道混在とは、車道部において、自転車専用通行帯の整備が困難な場合に、車道内に青色ライン等のピクトグラムなどで自転車通行位置を明示できる部分をいう。自転車の通行方法は、進行方向に向かって車道の左側を、一方（自動車と同一方向）のみ走行できる。

【歩道のある道路】



(明示の一例)

【歩道のない道路】（路側帯のある道路）



(明示の一例)



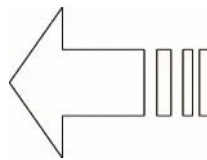
ウ) 法定外の路面表示や案内看板の設置

自転車走行空間の整備にあたり、自転車利用者が交通ルールを自然に守ることができ、その他の道路利用者（歩行者や自動車）に対しても自転車の通行位置や通行方法を認識してもらうため、明確で分かりやすい法定外表示や案内看板を設置します。

○自転車マーク



○矢印



○左側通行



○青色ライン

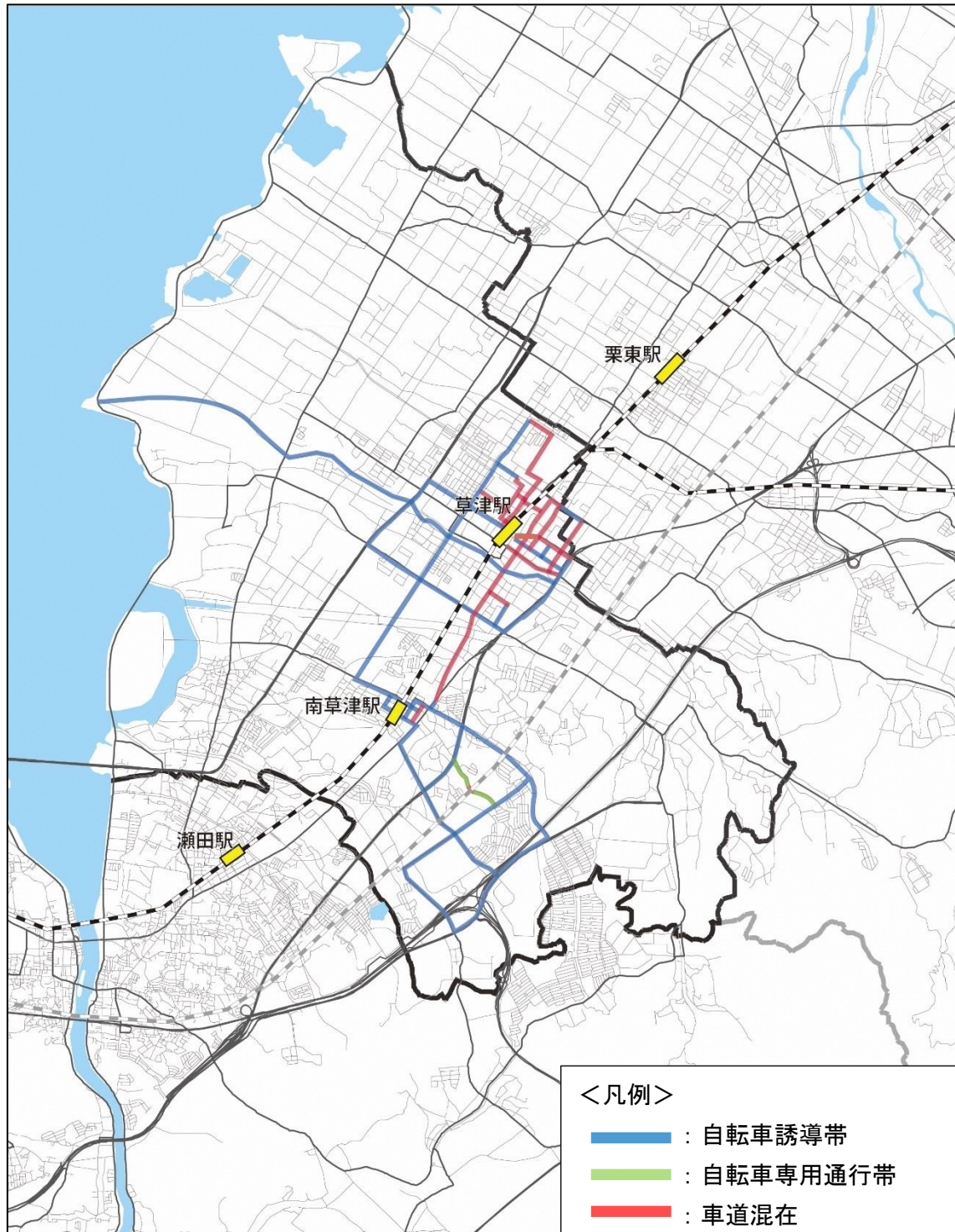


法定外表示のイメージ

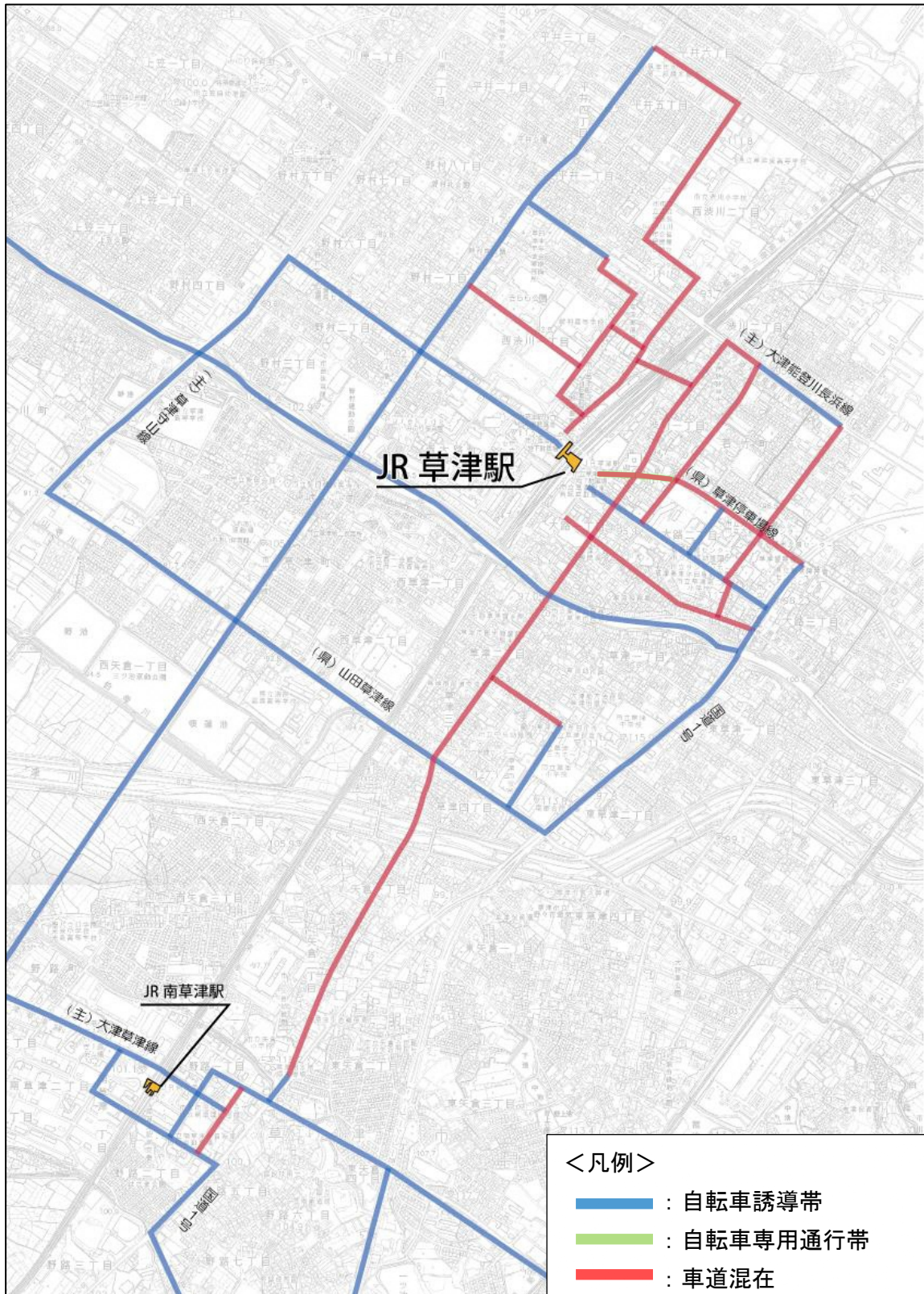


エ) 自転車ネットワーク計画の策定

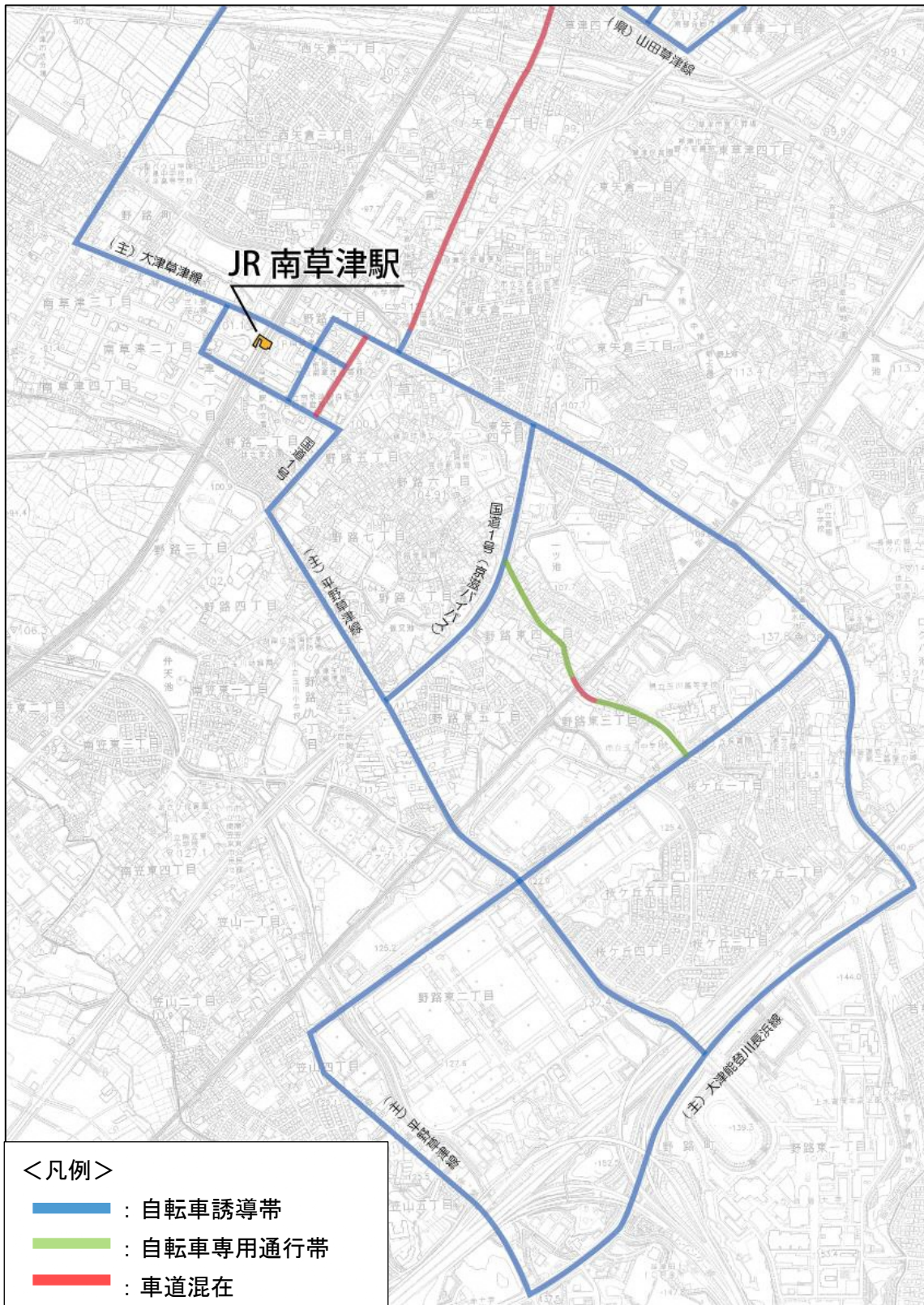
以上のことを踏まえ、自転車ネットワーク計画を策定します。なお、住民からの申し出や要望、警察署からの指導等により、本計画に記載の内容を見直す場合があります。



自転車ネットワーク計画（草津市全体）



自転車ネットワーク計画 (JR草津駅周辺)



自転車ネットワーク計画（JR南草津駅周辺）



オ) 自転車ネットワークの整備目標年次および進捗確認

自転車ネットワークの整備目標年次を、本計画と同様に平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とし、各道路管理者において基本設計や実施設計などで優先順位を設定しながら整備を進めていきます。

また、進捗確認についても本計画と同様に、自転車安全安心利用促進委員会において、毎年度確認します。

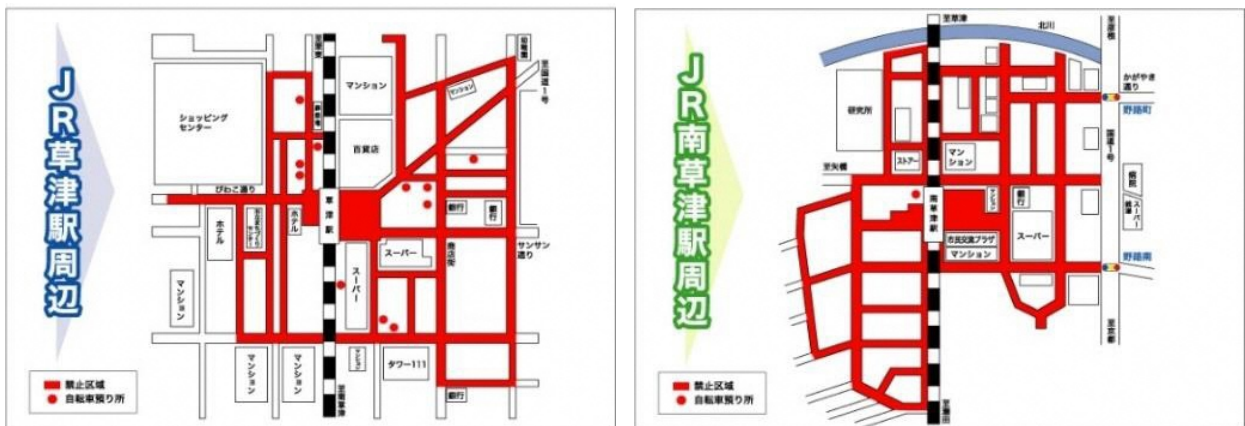
2) 住民参加による自転車・歩行者安全マップの作製

自転車の利用台数が特に多い地域において、地域住民、学校、行政等が協働して現地調査を行い、各地域の自転車・歩行者安全マップを作製します。マップ作製を通じて、地域の道路環境や交通安全対策への関心を醸成するとともに、草津駅・南草津駅周辺以外の地域では、必要に応じて通学路等の地域版自転車ネットワーク計画の作成を検討します。

(2) 放置自転車の削減

1) 放置自転車の撤去

草津市駐車秩序条例で指定している、J R 草津駅周辺および J R 南草津駅周辺の自転車等放置禁止区域において、引き続き放置自転車の撤去を行い、違法駐車や放置自転車の削減に努めます。



資料：草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例

草津市の自転車等放置禁止区域



2) 違法駐車および放置自転車防止の啓発

違法駐車や放置自転車は、歩行者や障害のある人の通行障害になるだけでなく、交通事故の原因につながったり、消防車や救急車などの緊急時防災活動に支障をきたしたりします。近隣の住民への迷惑や、営業妨害、都市の美観を損ねたりすることから、禁止区域内での看板やステッカーの設置や、新たに住民となられた際の周知チラシを配付します。

(3) 自転車駐車台数の確保

1) 駐車台数の需給調査

自転車の駐車利用が多いJR草津駅およびJR南草津駅周辺において、民間を含めた既存の駐車状況と今後の利用動態を調査します。

2) 駐車スペースの環境整備

JR駅周辺での非常に限られたスペースの中で、既存駐車場でのラック等の設置による自転車収容台数の増設や、公共空間を有効に活用した新たな駐車スペースの検討、民間の駐車スペースとの調整等により、駐車可能台数の増設を総合的に進めます。

(4) “快適”を感じる” 施策の計画

“快適”を感じる” 施策を以下の計画で実施していきます。

“快適”を感じる” 施策の計画

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期	後期
		H28 ～ R2	R3 ～ R7
自転車の走行空間の整備	自転車ネットワーク計画の推進	実施	
	住民参加による自転車・歩行者安全マップの作製	準備	実施
放置自転車の削減	放置自転車の撤去	実施	
	違法駐車および放置自転車防止の啓発	実施	
自転車駐車台数の確保	駐車台数の需給調査	準備	実施
	駐車スペースの環境整備	準備	実施